

第七十六回
帝國議會
貴族院

健康保險法中改正法律案特別委員會議事速記錄第二號

昭和十六年二月十八日(火曜日)午前十時
十分開會

○委員長(公爵島津忠承君) 是ヨリ開會致

シマス、前會ニ引續キ御質疑ヲ願ヒマス、尤モ被保別ニ御質疑モナイヤウデアリマスガ、是ヨリ討論ニ移リタイト思ヒマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵島津忠承君) 御異議ナイト認ヌマス

○子爵舟橋清賢君 私ハ此ノ健康保險法中改正法律案ハ、現在ノ社會ノ實際ニ顧ミマシテ、適切ナル改正案ト考ヘマスノデ、贊成ヲ致シマス

○男爵小池正晁君 私モ同様贊成ヲ致シマス、唯醫療ノ給付其ノ他ノ點ニ付テハ、將來尙一層改善ヲ要求シタイト思ヒマスガ、此ノ點ヘ将来ノ希望トシテ申添ヘテ置キマス

○田所美治君 贊成致シマス、昨日伺ヒマシタ十箇年間ノ統計デ審査ノ不服ナドノ件數モ誠ニ少イヤウデアリマスルカラ、今丁度御述べニナリマシタヤウニ、實行上ニモ益、迅速ニ本法ノ目的ヲ達スルヤウニ御願ヒシテ贊成ヲ致シテ置キマス

○委員長(公爵島津忠承君) 他ニ御發言モ、是ノ通リデアリマス、第一ニ本保險ノ適用範圍ハ健康保險ノ強制被保險者タル者ノ適用

○委員長(公爵島津忠承君) 全會一致ト認ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

メマス、ソレデハ是ヨリ労働者年金保險法案ノ提案理由ノ御説明ヲ願フコトニ致シマス。○政府委員(樺貝證三君) 厚生大臣ガ今日出テ參ル豫定ニ致シテ居リマシタガ、只今緊急ノ閣議ガアリマシテ、少シ長引イテ或ハ出ラレナイカモ知レナイヤウナ事情デアリマシテ、代リマシテ私カラ提案ノ理由ヲ申上げタイト思ヒマス、御承知ノ通り工場、礦山等ノ勞働者ニ對シマシテ、現在健康保險ノ制度ガ實施サレテ居リマスルシ、勞働者ノ健康保持、產業勞働力ノ保全等ニ少カラス寄與ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、其ノ老齡、廢疾、死亡ナドノ場合ニ於ケル生活ヲ保障致スノ國家ノ施設ト致シマシテハ、遺憾ナガラ未ダ適切ナルモノガ實施サレテ居ナイノデアリマス、而シテ老齡、廢疾、死亡等ノ事故ハ、勞働者ニ取りマシテハ生活上ノ不斷ノ脅威デアリマス、從ツテ是等ノ事故ニ際シマシテ、勞働者ノ生活ヲ確保スルニ適切ナル施策ヲ講ジマスルコトハ、老後及ビ不慮ノ災害ニ因ル廢疾ノ場合ノ不安ヲ一掃致シマシテ、勞働者ヲシテ後顧ノ憂ナク、專心職域ニ奉公セシメマスル爲ニ、極メテ肝要ナコトト存ズルノデアリマス、從ツテ本制度ノ實施ノ曉ハ、從來ノ健康保險制度ト相俟テ、勞働力ノ保全増強、延イテハ生産力ノ擴充ニ寄與スル所ガ大ナルモノガアルト存ズルノデアリマス、法案内容ニ付テ其ノ概略ヲ申上げマスルト、

シマス、健康保險法中改正法律案ハ、政府提案通り可決スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公爵島津忠承君) 總括的ノ御質問ヲ願ヒタイト思ヒマス

○男爵山根健勇君 此ノ法律案ハ勞働者ノモノデアリマシテ、被保險者ガ一定ノ期間経過後老齡デ退職スル場合ニ終身養老年金ヲ支給シ、不慮ノ災厄デ廢疾ニナリマシタ場合ニハ、其ノ程度ニ應ジテ、或ハ一時スニ付テ、勞働者ノ收入トノ關係ガドウ云此ノ種ノ保險ノ制度ガ段々ト殖エテ參リマス、此ヤウニナリマスカ、勞働者ノ負擔ガ非常ニ過重ニナッテ、其ノ爲ニ勞働者ノ生活安定ノ部分ニ非常ニ懸念スペキ點ガ起リハシナイカト云フ心配デアリマス、尙其ノ一ツノ例ト致シマシテ、例ヘバ雇傭契約ノ最低賃金ノ點ナドニ對シマシテ、ソレガ低下ヲ來タスヤウナコトハゴザイマセヌ

カ、寧ロスフ云フ保険制度ニ對シテ八十
ニ國庫ガ之ヲ補助セラレテ、労働者ノ福祉
増進ノ爲ニサレタ大方が宜クハナイカ、サ
ウ云フヤウナ點ニ付キマシテ政府ノ御意見
ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス
○政府委員(總員證三君) 只今御尋ネニナ
リマシタ點ハ誠ニ御尤モナ所存ジマス、
政府ニ於キマシテモ此ノ案ヲ提案致シマス
前ニモ大分其ノ點ニ付テハ考慮ヲ拂ヒマシ
タヤウナ次第アリマス、誠ニ此ノ年金ニ
致シマシテモ、或ハ健康保険ノ方ニ致シマ
シテモ、何レモ掛金ヲ要スル次第アリマ
シテ、労働者ノ方ノ負擔ト云フコトモ考ヘ
ナケレバナラスト思ッテ居リマス、唯今日
ノ状態ニ顧ミマスト、労働者ノ方ノ賃金ハ
相當ニ増シテ參ツテ居リマシテ、而モ此ノ
労働者年金保険制度ニ依リマシテ、労働者
ノ負擔致シマスモノハ、大體賃金一圓ニ付
キマシテ三錢一厘餘、大難把ニ切上ゲテ三
錢二厘バカリニナル譯アリマスガ、今日
ノ状態カラ申シマスレバ、一般労働者ノ收
入モ可ナリ増シテ參リマシテ、多クハ之ガ
現在ノ消費ニ充てラレルト云フ状態デ居リ
マス爲ニ、政府ニ於キマシテハ、殊ニ殷賑
産業方面ニ於キマシテハ、労働者ニ依ル使
ヒ方ガ荒イノデ、金ガ多ク民間ニ散ラバ、
從ツテ物價高ヲ來タスト云フヤウナコトガ
傳ヘラレテ居ルヤウナ譯アリマスガ、サウ
ノデアリマス、サウシテ尙之モ完全ナル消
費デハナインデアリマシテ、此ノ法律ニ規
定スル年數、即チ一般労働者ニ付キマシテ
ハ二十年、ソレカラ鑛山、坑内夫ニ付キマ
シテハ十五年勤メテ居リマスト云フト年金
金

トナツテ還ル、其ノ年金トナツテ還リマス所
ノ額ハ決シテ今日カラ以後積ンデ居ルモノ
ヲ完全ニ還スヤウナモノヨリ遙カニソレヨ
リ多イモノデアリマス、又ソコノ年數迄
達シナクテ途中デ罷メマシタヤウナ場合ニ
ハ、脱退手當金トシテ大體ハ本人ノ積立テ
タモノニ或程度ノ利息ヲ加ヘテ、即チ或利
率デ計算シタモノニ大體當ルヤウナ一時金
デアル脱退手當金トフモノヲ給付致シマ
スカラ、結局此ノ金ハ労働者ノ懷ロカラ申
セバ永久ニ消エテ行ク金デハナクテ、一時
貯蓄ヲスル金ニナツテ行キマスヤウナ次第
デアリマス、從ツテ現在ノ労働者ノ收入ニ於
テ、其ノ生活ガ維持出来ル程度ノモノデア
ルナラバ、是ハ労働者ニシテハ負擔ト申サ
ナクトモ宜シヤウナ性質ノモノデアルト
考ヘマス爲ニ、ゾレ等ノ情勢ヲ考慮致シマ
シテ、労働者ノ苛酷ナル負擔ニナルコトハ
ナイト云フ風ニ考ヘマシタヤウナ次第ア
リマス

○男爵山根健男君 只今私ガ御質問申上ゲ
マシタ中ニ、最低賃金ノ低下ヲ來シヤシナ
イカト云フコトヲ申上ゲマシタ、此ノ點等
ハドウ御考ヘニナツテ居リマスカ、非常ニ取
締等ガムヅカシクハナイカト考ヘル、實際
使用者側トシテ、此ノ労働年金ノ、労働者
ノ爲ニ負擔ヲスルト云フ其ノ負擔ヲ使用者
側ニ於テ最低賃金ノ低下ヲサシテ、サウシ
テ自分ノ負擔ヲ少シデモ輕減シヨウトスル
傾向ガ生シテ來ヤシナイカ、其ノ點御取締
ガ十分出來マセウカ

○政府委員(總員證三君) 誠ニ御尤モナコ
トデ、理論的ニ申セバ確カニサウト思ヒマ
スガ、御承知ノヤウニ今日ニ於キマシテハ、
又此ノ状態ガ稍々先キ迄長ク續クコト考へ

ラレマスガ、労働者ハ需要ノ方ガ非常ニ多
ウゴザイマシテ、之ニ對スル供給ノ方ガ今
日到底足ラナイト云フ状態ナモノデスカラ、
何カサウ云フヤウナコトニロ實ヲ藉リマシ
テ、サウシテ労働者ノ方ノ賃金デモ下グヨ
ウト云フヤウナコトニ致シマスレバ、連モ
サウ云フヤウナ弊害ガ出サウナヤウナ時ニ
トナツテ還ル、其ノ年金トナツテ還リマス所
ノ額ハ決シテ今日カラ以後積ンデ居ルモノ
ヲ完全ニ還スヤウナモノヨリ遙カニソレヨ
リ多イモノデアリマス、又ソコノ年數迄
達シナクテ途中デ罷メマシタヤウナ場合ニ
ハ、脱退手當金トシテ大體ハ本人ノ積立テ
タモノニ或程度ノ利息ヲ加ヘテ、即チ或利
率デ計算シタモノニ大體當ルヤウナ一時金
デアル脱退手當金トフモノヲ給付致シマ
スカラ、結局此ノ金ハ労働者ノ懷ロカラ申
セバ永久ニ消エテ行ク金デハナクテ、一時
貯蓄ヲスル金ニナツテ行キマスヤウナ次第
デアリマス、從ツテ現在ノ労働者ノ收入ニ於
テ、其ノ生活ガ維持出来ル程度ノモノデア
ルナラバ、是ハ労働者ニシテハ負擔ト申サ
ナクトモ宜シヤウナ性質ノモノデアルト
考ヘマス爲ニ、ゾレ等ノ情勢ヲ考慮致シマ
シテ、労働者ノ苛酷ナル負擔ニナルコトハ
ナイト云フ風ニ考ヘマシタヤウナ次第ア
リマス

○男爵山根健男君 只今私ガ御質問ハ取敢ズ此ノ
デ提出致シマシタ、例ベ労働手帳ト云フ
ヤウナモノ、或ハ又移動防止ノ法律ガ先年
出テ居リマシテ、サウ云フヤウナモノニ依ッ
テ移動防止ヲスルト致シマシタ所テ、經濟
的ニ不利ガアリマスルト、ドウシテモソレ
ハ留リ得ナイ事情ニアルト思ヒマス、今日
ノ状態ト致シマシテハ、之ヲ口實ニ賃金ヲ
引下ゲテ、ト云フコトハ到底實情ニ適シナ
イカト云フコトヲ申上ゲマシタ、此ノ點等
ハドウ御考ヘニナツテ居リマスカ、非常ニ取
締等ガムヅカシクハナイカト考ヘル、實際
使用者側トシテ、此ノ労働年金ノ、労働者
ノ爲ニ負擔ヲスルト云フ其ノ負擔ヲ使用者
側ニ於テ最低賃金ノ低下ヲサシテ、サウシ
テ自分ノ負擔ヲ少シデモ輕減シヨウトスル
傾向ガ生シテ來ヤシナイカ、其ノ點御取締
ガ十分出來マセウカ

○政府委員(總員證三君) 女子ニ……主ナ
ル理由ハ、從來ノ例ニ依リマシテ女子ハサ
ト云フコトハ到底實情ニ適シナ
イカト云フコトヲ申上ゲマシタ、此ノ點等
ハドウ御考ヘニナツテ居リマスカ、非常ニ取
締等ガムヅカシクハナイカト考ヘル、實際
使用者側トシテ、此ノ労働年金ノ、労働者
ノ爲ニ負擔ヲスルト云フ其ノ負擔ヲ使用者
側ニ於テ最低賃金ノ低下ヲサシテ、サウシ
テ自分ノ負擔ヲ少シデモ輕減シヨウトスル
傾向ガ生シテ來ヤシナイカ、其ノ點御取締
ガ十分出來マセウカ

○政府委員(總員證三君) 其ノ點ハ全然ゴ
ザイマセス、唯サウ云フ風ニ逆用サレルト
云フヤウナコトガ、非常ナル不況時代ガ現
出致シマスレバ或ハ出テ來ルカモ知レマセ
ヤウナ意味デハナシニ、寧ロ女子ノ保護ト

申シマセウカ、其ノ爲ヲ思フ上カラ女子ヲ
除外シタヤウナ次第デアリマス
○子爵水野勝邦君 今ノデ能ク分リマシタ
ガ、ソレデ別ナ觀點カラ女子ニ對スル福祉
方法ト云フモノガ何カ考ヘラレタ譯ナンデ
ゴザイマスカ

○政府委員(樋貝詮三君) 此ノ勞働者年金
保険制度ニ於キマシテハ特ニ別ナ制度ヲ考
ヘテ居ル譯デアリマセヌガ、女子モ自分で
入ラウト思ヘバ入レル、所謂任意加入ノ途
ヲ認メテ居リマスノデ……ソレカラ本人
カラ致シマシテ、自分ハ非常ニ長ク勞働シ
テ居ルノダト云フコトヲ考ヘルヤウナ人デ
アレバ、サウ云フ特殊事情ノアル人デアレ
バ矢張リ之ニ加入出来ルコトニナッテ居リ
マスカラ、本人ノ爲ニ除外シタコトハ全然
不利益ニハナラヌト考ヘテ居リマス

○田所美治君 マダ之ヲ私ハ能ク研究ヲ致
シテ居リマセヌカラ問フ程ノ材料ガナイン
デゴザイマスケレドモ、費用ノ負擔ハ國家
ガ坑夫デスカ、坑内夫ノ者ニハ十分ノ二、
其ノ他ノ者ニハ十分ノ一ヲ負擔スルト云フ
コトガゴザイマスガ、今年ノ豫算ニドノ位
御請求ニナツテ居ル譯デアリマスカ、或ハ是
ハ今年ハマダ豫算ニハ載ツテ居リマセヌカ、
ドノ位ノ額ニナリマスカ、國庫ノ御見込
ガ……

○政府委員(樋貝詮三君) 此ノ費用ハ、所
謂單純ナ事務費トソレカラ給付費ト二ツア
ル譯デアリマスガ、今田所サンノ御舉ゲニ
ナリマシタノハ、ソレハ給付費ノ方デアリ
マス、デ此ノ事業ヲヤル爲ニ要スル純然タ
ニ付テ五分ノ一、ソレカラ他ノ一般工場勞

働者ニ付キマシテ十分ノ一ト云フモノヲ國
庫デ負擔スルト云フコトニナツテ居ル譯ナ
ノデスガ、是ハ御質問ニ應ジテ又申上ゲマ
スガ、勞働者ガ入ツテ三年間ト云フモノハ、
三年ヲ經ツテデナケレバ一時金デアル脱退
金モヤラナイ、脱退手當モヤラナイト云フ
建前ニナツテ居リマスカラ、三年間ハ實ハ給
付金ノ方ハ要ラヌノデアリマス、ソコデ豫
算ニハ、來年度ノ豫算ニハ是ハ全然組ンデ
アリマセヌデアリマス、ソレカラ又從ツテ大
體此ノ制度ヲ來年ノ四月頃カラ實施致シタ
イト思ツテ居リマスガ、ソレ迄準備ヲ致シマ
シテ、其ノ以後三年ハ其ノ方ノ豫算ハ組ム
必要ハナイト考ヘテ居リマス、ソレハ未ダ
積立一方デ宜シイト思ツテ居リマス、金額
ハ國家ノ方デ補助致シマス給付金、即チ先
御指摘ニナリマシタ部分ハ、割合ニ少イ例
デゴザイマシテ、五十年後ニ大體五千萬圓、
年額ニ致シマシテ五千萬圓ト云フヤウナコ
トデ、ソレ迄順次殖エテ參リマスガ、三十
年頃ニ行キマシテ急ニ殖エ、ソレカラ「カ一
ブ」ガ緩クナリマスガ、五十年ノ所ニ行ツテ
五千萬圓ト云フ程度デアリマス

○田所美治君 頂戴致シマシタ所ノ此ノ表ニ
大體載ツテ居リマスカ、勞働者年金保険費用
及收支ニ對スル概算ト云フヤウナ内ニ載ツ
テ居ル譯デセウカ、何レ拜見シテカラ御尋
ねシマスガ……

○政府委員(川村秀文君) 御配リシタ資料
ノ中ノ收支概算ノ中ニ載ツテ居リマス
○田所美治君 福祉ノ施設ハ、何カ政府デ
オヤリニナルト云フコトガアリマスカ、是
ハ何カ「プラン」ガオアリデスカ、是ハ將來ノ
考デ、規定ヲ御設ケニナツテ居ルダケデゴザ
イマスカ、五十六條……

○政府委員(樋貝詮三君) 之ヲ段々積立テ
ノデスガ、是ハ御質問ニ應ジテ又申上ゲマ
スガ、勞働者ガ入ツテ三年間ト云フモノハ、
三年ヲ經ツテデナケレバ一時金デアル脱退
金モヤラナイ、脱退手當モヤラナイト云フ
建前ニナツテ居リマスカラ、三年間ハ實ハ給
付金ノ方ハ要ラヌノデアリマス、ソコデ豫
算ニハ、來年度ノ豫算ニハ是ハ全然組ンデ
アリマセヌデアリマス、ソレカラ又從ツテ大
體此ノ制度ヲ來年ノ四月頃カラ實施致シタ
イト思ツテ居リマスガ、ソレ迄準備ヲ致シマ
シテ、其ノ以後三年ハ其ノ方ノ豫算ハ組ム
必要ハナイト考ヘテ居リマス、ソレハ未ダ
積立一方デ宜シイト思ツテ居リマス、金額
ハ國家ノ方デ補助致シマス給付金、即チ先
御指摘ニナリマシタ部分ハ、割合ニ少イ例
デゴザイマシテ、五十年後ニ大體五千萬圓、
年額ニ致シマシテ五千萬圓ト云フヤウナコ
トデ、ソレ迄順次殖エテ參リマスガ、三十
年頃ニ行キマシテ急ニ殖エ、ソレカラ「カ一
ブ」ガ緩クナリマスガ、五十年ノ所ニ行ツテ
五千萬圓ト云フ程度デアリマス

○田所美治君 如何デゴザイマスカ、皆サ
ン御研究ニナリマシタ御方モアリマスルカ
モ存ジマセヌガ、今日ハ政府ノ方ノ御説明
ヲ聽ク程度ニ致シテ置キマシテ、明日アタ
リカラ審議ニ御掛リニナルト云フコトニシ
タラ……冀クハモウ一ツノ案モ、手帳法案
デゴザイマスカ、其ノ御説明モ或ハ承ツテ
置イタラ宜イカト思ヒマス、時間ガゴザイ
マスカラ……併シ他ノ御方ガ之ヲ御續行ニ
ナルト云フコトナラ謹聽致シマス

○委員長(公爵島津忠承君) ソレデハ如何
デゴザイマスカ、國民勞務手帳法案ノ説明
ヲ是ヨリ伺フコトニ御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」と呼フ者アリ」

○政府委員(内藤寛一君) 只今議題トナリ
マシタ國民勞務手帳法案ニ付テ御説明申上
ゲマス、我ガ國現下ノ情勢ニ鑑ミ軍需生産
ノ確保及ビ生産力擴充計畫ノ遂行ニ遺憾ナ
キヲ期スル爲ニハ勞務ノ適正ナル配置ヲ行
フコトガ極メテ緊要デアリマス、而シテ使用者ハ從業者ノ
方爲ニハ勞務ノ配置狀況ヲ明カニ致シマス
ト共ニ、其ノ移動ヲ規制スル必要ガアルノ
テハ段々給付ノ原因ガ發生シテ参リマスカ
ラ、ソレニ給付シテ行ク、其ノ残リニ付キ
ノデスガ、是ハ御質問ニ應ジテ又申上ゲマ
スガ、勞働者ガ入ツテ三年間ト云フモノハ、
三年ヲ經ツテデナケレバ一時金デアル脱退
金モヤラナイ、脱退手當モヤラナイト云フ
建前ニナツテ居リマスカラ、三年間ハ實ハ給
付金ノ方ハ要ラヌノデアリマス、ソコデ豫
算ニハ、來年度ノ豫算ニハ是ハ全然組ンデ
アリマセヌデアリマス、ソレカラ又從ツテ大
體此ノ制度ヲ來年ノ四月頃カラ實施致シタ
イト思ツテ居リマスガ、ソレ迄準備ヲ致シマ
シテ、其ノ以後三年ハ其ノ方ノ豫算ハ組ム
必要ハナイト考ヘテ居リマス、ソレハ未ダ
積立一方デ宜シイト思ツテ居リマス、金額
ハ國家ノ方デ補助致シマス給付金、即チ先
御指摘ニナリマシタ部分ハ、割合ニ少イ例
デゴザイマシテ、五十年後ニ大體五千萬圓、
年額ニ致シマシテ五千萬圓ト云フヤウナコ
トデ、ソレ迄順次殖エテ參リマスガ、三十
年頃ニ行キマシテ急ニ殖エ、ソレカラ「カ一
ブ」ガ緩クナリマスガ、五十年ノ所ニ行ツテ
五千萬圓ト云フ程度デアリマス

○政府委員(内藤寛一君) 只今議題トナリ
者及ビ勞務者ニ付キマシテハ、國民勞務手
帳ノ提出ヲ以チマシテ、其ノ使用及ビ就業
ノ要件ト致シ、手帳ヲ提出スル者デナケレ
バ、本法ノ適用事業ニ使用スルコトガ出來
ズ、又使用サレルコトガ出來ナイコトトス
ルノデアリマス、而シテ使用者ハ從業者ノ

提出シタ國民労務手帳ヲ其ノ使用期間中保管シ、技術者又ハ労務者ヲ使用セザルニ至リマシタ時ハ、遲滞ナク之ヲ本人ニ返還スルノデアリマス、但シ命令ヲ以テ定メマス場合、例ヘバ移動防止ヲ特ニ必要トスル事業ニ於キマシテ技術者又ハ労務者ガ自己ノ都合ニ依リ勝手ニ退職致シマスヤウナ場合ニ於キマシテハ、使用者ハ國民労務手帳ヲ一定期間返還シナイコトガ出來ルノデアリマス、次ニ國民労務手帳ハ從業者ノ爲ニハ就業ノ要件トナル重要ナモノデアリマスノデ、使用者ガ不當ニ手帳ヲ返還シナイコトニ依ツテ、其ノ就業ヲ妨げラレルガ如キコトノナイヤウニ手帳ノ返還ニ關シマシテハ行政官廳ニ於キマシテ、十分ノ監督ヲ爲スヤウ致シテ居ルノデアリマス、尙本法案所定ノ義務ノ履行ヲ確保致シマス爲、特ニ必要ト認メラレル事項ニ付キ罰則ヲ設ケアリマス、本法ノ趣旨徹底ヲ期シテ居ルノデ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

○田所美治君 是モ同様能ク研究ヲ致シタ

イト存ジマスガ、今ノ何デゴザイマスカ、

總體的ニ、全部ニ對シテ斯ウ云フ手帳ヲ持

タスト云フコトハアリマスマイカ、鑛山ナ

ラ鑛山トカ、或ハ此處ニ御並ラベニナッテ居

リマスヤウナ事業ニ付テ、大キナ顯著ナル

モノニ付テハ、斯ウ云フ手帳ノ制度ト云フ

モノハ實際ニ今ヤッテ居リマスカ、ソレヲ

伺ツテ置キマス、或ハ當業者デモヤッテ居

リマスカ、坑夫アタリハ手帳ヲ持ツテ居ルト

云フ風ニナッテ居ルノデハゴザイマセヌカ

○政府委員(内藤寛一君) 兹ニ申上ガマス

ヤウナ意味ノ手帳ハ持ツテ居リマセヌガ、勤

務ニ必要ナ所謂勤務必携ト云フヤウナ、サ

ウ云ツタ心掛ノ書イテアルモノ、其ノ其他注意書ノ書イテアルヤウナモノヲ、各工場、鑛

山ニ於キマシテ、寄リノ所持シテ居ル者

モアリマス

○子爵水野勝邦君 此ノ國民労務手帳ノ「サ

ンブル」ハ出來テ居リマセヌデセウカ、アリ

マシタラ見セテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(内藤寛一君) 今日持ツテ居リ

マスガ、次會ニ御目ニ掛けマス

○委員長(公爵島津忠承君) ソレデハ本日

ハ此ノ程度デ散會致シタイト思ヒマス、次

會ハ明日十時ヨリ開キタイト思ヒマス

スガ、只今速記其ノ他ノ都合ヲ聽キ合セテ

居リマス、此ノ際御諮リ致シマスガ次會ハ

勞働者年金保険法案ノ御質疑ヲ願ヒタイト

思ヒマス、概括的ノ御質問ヲ終リニシテカ

ラ逐條審議ニ移リタイト思ヒマス、明日ハ

午後一時半ヨリ開會致シマス、是デ本日ハ

散會致シマス

出席者左ノ如シ
午前十時四十九分散會

委員長	公爵島津忠承君	厚生省職業局長	内藤寛一君
副委員長	子爵舟橋清賢君	厚生書記官	古武惠市君
委員	侯爵四條隆徳君	保險院總務局長	川村詮三君
	伯爵樺山愛輔君	保險院社會保險局長	木村秀文君
	子爵水野勝邦君	保險院書記官	木村清司君
	男爵小池正晁君	建築	佐々木嘉太郎君
吉田茂君			岩田三史君
男爵關中川義壽君			
遠藤柳作君			
田所庄平君			
藤沼			

政府委員	厚生省職業局長	内藤 寛一君
	厚生書記官	古武 惠市君
	保險院總務局長	川村 詮三君
	保險院社會保險局長	木村 秀文君
	保險院書記官	木村 清司君
	建築	佐々木嘉太郎君
		岩田 三史君